

# 日本地域経済学会 学会賞規程

## 第1条（名称と目的）

地域経済学の研究の発展に貢献し、優れた業績があったと認められる研究者を顕彰するために、日本地域経済学会賞（以下、学会賞）を設ける。

## 第2条（選考対象）

選考対象者は、学会賞受賞決定年の3月末日に至る2年間に優れた研究業績を公刊した選考対象者資格（第4条）に該当する会員とする。対象とする研究業績は、「論文の部」と「書籍の部」に分けて募集し、選考する。対象とする研究業績は、当該会員が、本学会の機関誌『地域経済学研究』及び他の学術雑誌、単行本に発表した、論文、著書とする。

## 第3条（受賞者の数）

受賞者数の上限は2名とする。

## 第4条（選考対象者の資格）

選考対象者の資格は、全国大会・通常総会時点で満2年以上連続して本学会に在籍する会員であることとする。なお、同一会員が複数回受賞することはできない。

## 第5条（選考委員会）

学会賞の選考のために、学会賞選考委員会（以下、選考委員会）を設置する。

- (1) 選考委員会は、本学会顕彰委員会が兼ねる。
- (2) 選考委員会の委員長は、本学会顕彰委員会の委員長が兼ねる。
- (3) 選考委員会の任期は、本学会顕彰委員会の任期に準ずるものとする。

## 第6条（候補者の推薦）

会員は学会候補者を推薦または自薦することができる。候補者を推薦しようとする者は、選考委員会が定める日までに、授賞候補者の氏名、所属機関、対象論文または単行本と、推薦者名、推薦理由を添付して、選考委員会委員長に提出する。

## 第7条（選考結果の公表と表彰）

選考委員会は、総会の1か月前までに、以下の項目について、書面で理事長に報告する。理事長は、選考委員会の報告を、理事会に諮り、出席理事数の過半数の賛成を得たものを、学会賞受賞者と決定し、総会において結果を公表し、表彰を行う。

- ① 選考経過(委員会の開催日程、議題)
- ② 選考対象の数
- ③ 授賞する会員氏名と作品名
- ④ 授賞理由
- ⑤ その他

第8条(規程の改正)

本規程の改定は、理事会において行い、総会に報告する。

本規程は、2023年11月11日から施行する